

## 東日本大震災からの復興の状況に関する報告（概要） （平成 24 年 11 月 22 日閣議決定、国会報告）

### 位置付け

東日本大震災復興基本法第 10 条の 2 の規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況について、国会に報告するもの。

### 内 容

東日本大震災からの復興の状況（おおむね平成 24 年 9 月末時点）について、これまでの取組を踏まえつつ、客観的な現状を中心に取りまとめたもの。報告の構成は、以下のとおり。

#### （復興の概況）

##### 1 被災者支援

- ・仮設住宅等の入居者は約 32.7 万人。  
避難者のほぼ全てが仮設住宅等に移転済（平成 23 年 9 月ごろまでに）。

##### 2 地域づくり

- ・主要ライフラインや公共サービスはほぼ復旧（平成 23 年 4 月～6 月にかけて）。
- ・居住地近くの散乱した災害廃棄物（がれき）のほぼすべてを撤去（平成 23 年 8 月ごろまでに）。
- ・公共インフラは本格復旧・復興の段階に移行し、おおむね事業計画と工程表に沿って進行。  
高台移転や土地のかさ上げ等の事業が順次着工。災害公営住宅など恒久住宅の再建も開始。

##### 3 産業・雇用

- ・広域でみた被災地域全体の鉱工業生産については、震災前の水準並みで推移。
- ・津波浸水地域の鉱工業生産は回復しつつあるが、本格的な産業復興が課題。

##### 4 原子力災害からの復興

- ・福島県全体の避難者数は約 16 万人（うち避難指示区域等からの避難者数は約 11 万人）。
- ・避難指示区域が順次見直され、帰還に向けた取組や長期避難者に対する支援が行われている。
- ・放射線による健康不安の解消に向けた取組等が行われている。

#### （参考）復興関係制度等

- ・復興庁の設置
- ・復興特区（復興推進計画 22 件認定）、復興交付金（事業費 8,026 億円（うち国費 6,556 億円））
- ・福島復興再生特別措置法 等

<参考>東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）

第 10 条の 2 政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告しなければならない。